

東三河広域連合中山間地域居宅サービス運営支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）及び東三河広域連合補助金等交付規則（平成29年東三河広域連合規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する中山間地域居宅サービス運営支援金（以下「運営支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び総合事業実施要綱の例による。

（目的）

第3条 この要綱は、中山間地域に居住する要介護者、要支援者及び事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対して居宅サービスを提供する介護サービス事業所の運営を支援することにより、事業所及びそのサービス供給量を維持し、中山間地域の要介護者等が住み慣れた地域で在宅生活を継続できる環境を確保することを目的とする。

（中山間地域の定義）

第4条 この要綱における中山間地域を、次の各号に掲げるとおり定める。

- (1) 新城市鳳来地区
- (2) 新城市作手地区
- (3) 設楽町
- (4) 東栄町
- (5) 豊根村

（対象となる居宅サービス等）

第5条 この運営支援金の交付の対象となる居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援及び東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業（以下「対象居宅サービス等」という。）を、次の各号に掲げるとおり定める。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護

- (4) 法第 8 条第 5 項に規定する訪問リハビリテーション
- (5) 法第 8 条第 7 項に規定する通所介護
- (6) 法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション
- (7) 法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護
- (8) 法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護
- (9) 法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (10) 法第 8 条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護
- (11) 法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護
- (12) 法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護
- (13) 法第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (14) 法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- (15) 法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援
- (16) 法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (17) 法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護
- (18) 法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- (19) 法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (20) 法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (21) 法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (22) 法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (23) 法第 8 条の 2 第 14 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (24) 総合事業実施要綱第 4 条第 1 項第 1 号ア(ア)に規定する介護予防訪問サービス
- (25) 総合事業実施要綱第 4 条第 1 項第 1 号ア(イ)に規定する広域型訪問サービス
- (26) 総合事業実施要綱第 4 条第 1 項第 1 号イ(ア)に規定する介護予防通所サービス
- (27) 総合事業実施要綱第 4 条第 1 項第 1 号イ(イ)に規定する広域型通所サービス

2 前項各号に掲げるもののほか、対象居宅サービス等には、法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービスに該当する前項各号のサービス、法第 47 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅介護支援及び、東三河広域連合離島等相当サービス事業者の登録に関する規則（令和 7 年東三河広域連合規則第 2 号）に規定する離島等相当サービスを対象に含めるものとする。

(対象事業者)

第6条 運営支援金の交付の対象となる者は、指定を受けて中山間地域に対象居宅サービス等を提供する事業所（以下「申請対象事業所」という。）を運営する者のうち、初回申請時まで、中山間地域居宅サービス運営支援金申請対象事業所届出書（様式第1）により広域連合長に届け出を行った者（以下「申請対象事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体が運営する事業所は、申請対象事業所から除外する。

3 申請対象事業者は、第1項による届出の内容に変更が生じた場合あるいは申請対象事業所の要件を満たさなくなった場合には、速やかに中山間地域居宅サービス運営支援金申請対象事業所（変更・中止）届出書（様式第2）により広域連合長に届け出なければならない。

(算定対象となる要介護者等)

第7条 運営支援金の申請にあたり、算定対象となる要介護者等は、次のとおりとする。

(1) 中山間地域に実際に居住する、東三河広域連合の介護保険被保険者又は住所地特例対象者であること。

(2) 支援対象事業者の運営する対象居宅サービス事業所所在地から居宅までの移動距離が片道10.5km以上であること。

(運営支援金の金額)

第8条 運営支援金の算定対象要介護者等一人分の算定方法は、別表のとおりとする。

(交付の申請及び実績報告)

第9条 申請対象事業者は、算定対象となるサービス提供にかかる居宅への訪問又は居宅と事業所の間の送迎を行った月（以下「サービス提供月」という。）について、中山間地域居宅サービス運営支援金交付申請書兼実績報告書（様式第3）により、運営支援金の交付を申請するとともに、居宅への訪問実績又は居宅と事業所の間の送迎実績を広域連合長に報告するものとする。

2 前項に定める交付申請及び実績報告は、サービス提供月の訪問・送迎実績に基づき、サービス提供月の翌月15日又はサービス提供月の属する年度の末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第10条 広域連合長は、前条の申請及び実績報告があり、その内容を審査し、運営

支援金の交付を適当と認めたときには、中山間地域居宅サービス運営支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第４）により申請対象事業者に通知するものとする。

- ２ 前項による審査の結果、運営支援金の交付が適当でないと広域連合長が認めたときには、中山間地域居宅サービス運営支援金不交付決定通知書（様式第５）により申請対象事業者に通知するものとする。

（運営支援金の交付請求及び交付）

第11条 前条第１項の規定による交付決定通知兼確定通知を受けた申請対象事業者は、中山間地域居宅サービス運営支援金交付請求書（様式第６）を広域連合長に提出することにより運営支援金を請求するものとする。

- ２ 広域連合長は、前項に規定する請求に基づき、運営支援金を交付するものとする。

（運営支援金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、運営支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に運営支援金が交付されているときは、申請事業者に対し期限を定めてその返還を求めるものとする。

- （１） この要綱に従って事業が行われなかったとき。
- （２） 偽りその他不正の手段により運営支援金の交付を受けたとき。
- （３） 前２号に掲げるもののほか、広域連合長が取消し又は返還が妥当と認めたとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、運営支援金の交付に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

対象居宅サービス等の種類	運営支援金の金額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護（訪問サービス）、看護小規模多機能型居宅介護（訪問サービス）、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問サービス、広域型訪問サービス 上記のほか、基準該当居宅サービスに該当する上記サービス及び上記のサービスに相当する離島等相当サービス	対象事業所所在地から算定対象となる要介護者等の居宅までの片道分の移動距離から10kmを減じた距離の小数点以下第1位を四捨五入して整数とした値（以下「補正後距離」という。）に、サービス提供回数及び補正後距離1km当たり単価73円を乗じた額。
居宅介護支援 基準該当居宅介護支援 上記のサービスに相当する離島等相当サービス	補正後距離に訪問回数及び補正後距離1km当たり単価73円を乗じた額。ただし、算定回数は算定対象となる要介護者に対しモニタリングを行う月1回を上限とする。
通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（通い・宿泊サービス）、看護小規模多機能型居宅介護（通い・宿泊サービス）、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（通い・宿泊サービス）、介護予防通所サービス、広域型通所サービス 上記のほか、基準該当居宅サービスに該当する上記サービス及び上記のサービス	補正後距離に送迎を実施した回数及び補正後距離1km当たり単価73円を乗じた額。ただし、送迎を実施した回数は片道分を1回として算定し、1回の利用につき迎えと送りの両方を行った場合は2回として算定する。

に相当する離島等相当サービス	
----------------	--